

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

◇規則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告示 入会林野整備計画の適否の決定、土地改良区の役員の就退任

開発行為に関する工事の完了(二件)
都市計画事業の認可

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八十号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同表の利子補給率の欄中「二パーセント」を「二・五パーセント」に、「一・八パーセント」を「二・三パーセント」に、「一パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日から適用する。
- 昭和四十九年十一月三十日以前に利子補給の承諾をした漁業近代化資金についての第二条の規定の適用については、別表の利子補給率の欄中「二・五パーセント」とあるのは「二パーセント」と、「一・八パーセント」とあるのは「一・五パーセント」と、「二・三パーセント」とあるのは「一パーセント」とする。

告示

鳥取県告示第千四百四十三号

岩美町長谷(岡森河原四三九番外二十筆)入会林野整備組合組合長岩美

町大字長谷八七六番地松本益蔵から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十九年十二月十三日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六條第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

長谷（岡森河原四三九番外二十筆）入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十二月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

会見地区土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 富田 義男 西伯郡会見町三崎四九番地

一身上の都合により昭和四十九年九月五日退任

理事 岩田 力夫 西伯郡会見町諸木八一番地

昭和四十九年十月一日死亡により退任

会見地区土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 三原 一徳 西伯郡会見町三崎一六〇番地

昭和四十九年九月二十五日の臨時総代会において選任し昭和四十九年九月二十五日就任 任期昭和五十三年一月二十六日まで

福部土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 谷本 輝 岩美郡福部村大字細川三四〇の一

一身上の都合により昭和四十九年十月一日退任

福部土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山根 順市 岩美郡福部村大字細川三三二の三

昭和四十九年十月二十五日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和四十九年十月二十五日就任 任期昭和五十二年八月十六日まで

小江尾土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 土居八郎 日野郡江府町大字小江尾六一五番地

篠田藤吉 三四〃

長尾時治 六八九〃

篠田工 六二〇〃

土居市夫 五九二〃

篠村克己 三五〃

篠田玄正 六二五〃

篠田頼正 六六七〃

真田良一 六二八〃

篠田親愛 五九〇〃

任期満了により退任

小江尾土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 土居清人 日野郡江府町大字小江尾六一五番地

篠田藤吉 三四〃

長尾時治 六八九〃

篠田工 六二〇〃

土居市夫 五九二〃

篠村克己 三五〃

篠田玄正 六二五〃

篠田頼正 六六七〃

真田良一 六二八〃

篠田英親 五九〇〃

昭和四十九年九月十五日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、

昭和四十九年九月十五日就任 任期二年

五千石井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 湯原健 米子市諏訪六二七番地

宅野正治 二九〃

湯原茂夫 九八〃

長谷川雅夫 五三六〃

野口辰己 八幡二二二〃

末次藤吉 二二八〃

木村操 四六八〃

高田計久 福市一〇八〃

中谷勝将 一六六〃

香田龍 六六四〃

長谷川知賢 西伯郡岸本町大殿一、一一九〃

高塚晃 六五八〃

長原一郎 坂長八八一〃

監事 平木勤太郎 米子市八幡五五六〃

伊塚睦 七一二〃

長浜範人 西伯郡岸本町大殿一、一三六〃

任期満了により退任

五千石井手土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	宅野正治	米子市諏訪二九番地
湯原茂夫	九八〇	
都田清一	二七三	
長谷川雅夫	五三六	
野口辰己	八幡二二二	
大森幸吉	三六六	
木村操	四六八	
高田計久	福市一〇八	
内藤武一郎	六八五	
香田龍	六六四	
長浜範人	西伯郡岸本町大殿一、一三六	
高塚晃	六五八	
松下國雄	坂長八二七	
監事	高田一夫	米子市八幡五三六
伊塚陸	福市七一二	
八幡繁久	西伯郡岸本町大殿九七〇	

昭和四十九年九月八日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し昭和四十九年九月二十一日就任 任期四年

大栄町土地改良区
就任した役員の名及び住所
理事 梅津義親 東伯郡大栄町大字大谷一四五二番地
福光虎之助 島七四六
河本幹 亀谷二四二

谷岡良夫	東伯町大字槻下六九二
森本健太郎	大栄町大字大谷一二八三
山本理	一五〇〇
塚本富秋	一四九九番二地
三浦益雄	二二一二番一七六地
中波正憲	妻波一二三六番地
吉田明嗣	一二六九
浜坂進	一二〇三
田村淳之助	七二九番一地
遠藤茂	由良宿一五七一番地
佐伯敏夫	一七八二
桑本多喜雄	一三二
徳田登	妻波一八一八番六地
内川勇	一七二〇番地
田中安太郎	一三九六番五地
南場喜一郎	大尾三三六番地
油本登	四一〇
生原敏夫	瀬戸三七九
田中文雄	西穂波一一七
福田美之利	島七〇八
遠藤国雄	亀谷一〇九二
堀江寿一	三六
田中千蔵	東伯町大字下伊勢五五八
山田正儀	大栄町大字妻波一二六四

使用の部分

気高郡気高町大字浜村字西浜及び字砂山地内

鳥取県告示第千四百四十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(廢の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十九年十二月二十一日から施行する。

昭和四十九年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立倉吉西高等学校 倉吉市余戸谷町三、〇五九」を「鳥取県立倉吉西高等学校 倉吉市秋喜字清水二〇」に、「鳥取県立米子高等学校 米子市東福原一、二二六」を「鳥取県立米子高等学校 米子市橋本字織縄手三三」に改める。

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に、

日制課程 普通学科 倉吉市余戸谷町三、〇五九 八八二

を「倉吉西高等学校 全日制課程 普通学科 倉吉市秋喜字

清水二〇 八八二」に、

米子高等学校 全日制課程 普通学科
法勝寺校舎 全日制課程 普通学科

普通科 米子市東福原一、二二六 六八四 を 米子高等学
普通科 西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内

校 全日制課程 普通学科 普通科 米子市橋本字織縄手三三 六

八四」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年十二月二十一日から施行する。